

## 第22期第29回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和6年4月23日（火） 14:00～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

### 3 議 題

(1) 筑前海区における新規の許可に係る制限措置及び申請期間について  
(諮問)

資料1

(2) 令和6年上期の土石採取計画変更について（協議）

資料2

(3) 小型定置網漁業の保護に係る筑前海区漁業調整員会指示の改廃について  
(報告)

資料3

(4) 定置網漁業の保護に係る筑前海区漁業調整員会指示について（報告）

資料4

(5) その他

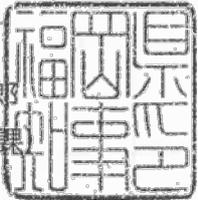
・漁業法改正に伴う資源管理について（報告）

資料 1  
(22期 29回筑前漁調委)  
(令和6年4月23日)

6漁管第167号  
令和6年4月22日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 殿

福岡県知事 服部 誠太郎  
(農林水産部水産局漁業管理課)



筑前海区における知事許可漁業の新規許可に係る  
制限措置等の公示について (諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」とい  
う。)第58条において読み替えて準用する第42条(以下「第42条」とい  
う。)第1項及び福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号。以下  
「規則」という。)第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の  
内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第42条第3項及び規則第11条第  
3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法第58条において読み替えて準用する第42条第1項に基づく公示（筑前）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置

漁業種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の総 トン数	許可する 隻数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご	筑前海区海面	2月5日から 7月31日まで	—	—	2	・宗像市、遠賀郡、北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九州市戸畑区に住所を有する者
ごち網漁業	たい1そうごち網	筑前海区海面	5月1日から 12月31日まで	330kW以下	8トン未満	1	・北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九州市戸畑区、遠賀郡に住所を有する者 ・小型機船底びき網漁業（手繰第二種えびこぎ網漁業）またはきす流し刺し網漁業の許可を受けていない者
刺し網漁業	かます流し刺し網	筑前海区海面	7月1日から 10月31日まで	—	—	46	・福岡市に住所を有する者 ・きす流し刺し網漁業の許可を受けている者 ・博多湾漁業権管理委員会または当該地区（筑共第9号）漁業権管理委員会の同意のある者

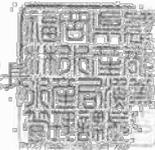
2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年5月1日から令和6年5月31日まで

6 漁管第 1 4 4 号  
令和 6 年 4 月 1 8 日

筑前海区漁業調整委員会  
会長 富重 信一 様

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長  
( 漁 業 調 整 係 )



令和6年上期土石採取計画の変更について (協議)

このことについて、令和6年4月5日付6港第24号及び令和6年4月11日付6港第73号において、県土整備部港湾課長から事前協議がありましたので、貴委員会に協議します。



# 令和6年上期土石採取計画変更について

## 令和6年上期土石採取計画量(当初)

単位:万m<sup>3</sup>

採取場所 業者	漁業権 漁場内	数量 種別	漁業権 外											合計		
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間碓北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西		遠賀沖	小計
唐津湾海区砂 採取協同組合	0	同意	6.00	6.00											12.00	12.00
		計画	6.00	6.00											12.00	12.00
博多海砂採取 協業組合	0	同意	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00						109.00	109.00
		計画	12.00	7.00	4.50	9.50	7.00	10.00	13.00						63.00	63.00
玄洋海砂採取 販売協同組合	0	同意								1.20	1.20			7.60	10.00	10.00
		計画								1.08	1.08			6.84	9.00	9.00
北九州砂採取 販売協同組合	0	同意								0.9315	0.9315	22.50	22.50	3.726	50.59	50.59
		計画								0.9315	0.9315	19.00	21.00	3.726	45.59	45.59
合計	0	同意	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	2.13	2.13	22.50	22.50	11.33	181.59	181.59
		計画	18.00	13.00	4.50	9.50	7.00	10.00	13.00	2.01	2.01	19.00	21.00	10.57	129.59	129.59

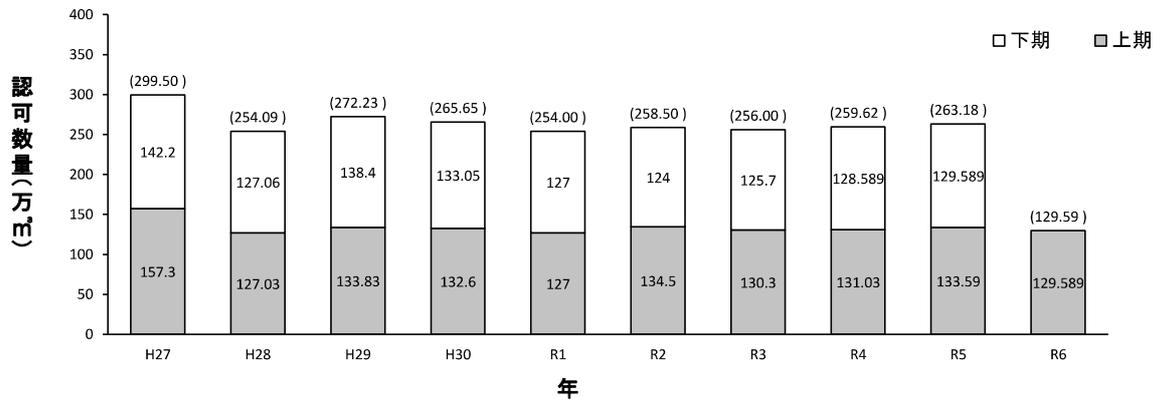


## 変更後

単位:万m<sup>3</sup>

採取場所 業者	漁業権 漁場内	数量 種別	漁業権 外											合計		
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間碓北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西		遠賀沖	小計
唐津湾海区砂 採取協同組合	0	同意	6.00	6.00											12.00	12.00
		計画	6.00	6.00											12.00	12.00
博多海砂採取 協業組合	0	同意	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00						109.00	109.00
		計画	12.60	7.11	4.82	9.50	7.15	10.40	13.42						65.00	65.00
玄洋海砂採取 販売協同組合	0	同意								1.20	1.20			7.60	10.00	10.00
		計画								1.08	1.08			6.84	9.00	9.00
北九州砂採取 販売協同組合	0	同意								0.9315	0.9315	22.50	22.50	3.726	50.59	50.59
		計画								0.9315	0.9315	19.47	21.00	3.726	46.06	46.06
合計	0	同意	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	2.13	2.13	22.50	22.50	11.33	181.59	181.59
		計画	18.60	13.11	4.82	9.50	7.15	10.40	13.42	2.01	2.01	19.47	21.00	10.57	132.06	132.06

## 土石採取認可数量の推移(過去10年間)



令和6年上期土石採取計画に係る関係漁業協同組合の同意状況

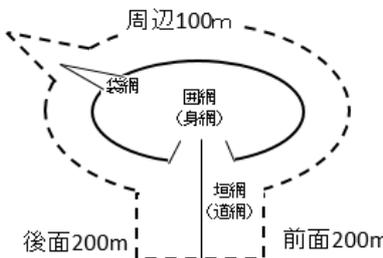
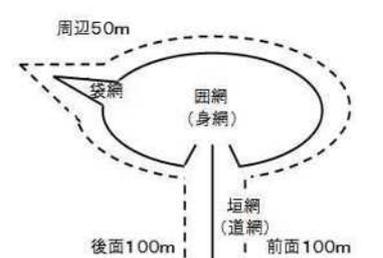
申請者	採取区域	同意書の添付（漁協・支所による同意書は●、漁業権管理委員会等の同意書は○）																		
		糸島地区		福岡・粕屋地区			宗像地区		遠賀地区		北九州地区									
		糸島漁協	福岡市漁協	福岡市漁協	博多湾漁業権管理委員会	新宮相島漁協	宗像漁協	遠賀漁協	ひびき灘漁協	北九州市漁協	ひびき灘漁協	響灘9ヶ浦漁業代表者協議会								
唐津湾海区砂採取協同組合	小呂南西	●	●			●														
	烏帽子北	●	●			●														
博多海砂採取協業組合	小呂南西	●			○	●														
	烏帽子北	●				●														
	小呂南東	●			○	●														
	長間礁北	●			○	●														
	栗ノ上	●			○	●	●													
	栗ノ上西	●			○	●	●													
	宗像					●	●		○											
玄洋海砂採取販売協同組合	柏原									●	●				○					
	岩屋									●	●				○					
	遠賀沖									●	●				○					
北九州砂採取販売協同組合	柏原									●	●				○					
	岩屋									●	●				○					
	白島														○				●	●
	白島西														○				●	●
	遠賀沖									●	●				○					

小型定置網漁業の保護に係る委員会指示の改廃について

1. 委員会指示改廃の概要

- ・定置網の周辺で当該漁業以外の漁業や遊漁による水産動植物の逸散を防ぐために、昭和27年より、筑前海区漁業調整委員会指示において小型定置網の一定の周辺を保護区域として水産動植物の採捕を禁止。
- ・3～5年毎に指示を更新し、現行は令和4年4月1日に筑前海区漁業調整委員会指示第200号を発出。
- ・近年、漁具の改良やレジャーの多様化により「落網以外の小型定置網」周辺において、漁業者と遊漁者とのトラブルが多発していることから、下記のとおり現行の指示を改廃し、保護区域を拡大するもの。

<新旧対照表>

新	旧
<p>2 指示の内容</p> <p>次の(1)及び(2)で示した小型定置網漁業の操業保護区域においては、当該小型定置網漁業によるものを除き、水産動植物を採捕(採捕行為を含む)してはならない。ただし、<u>漁業権者及び許可漁業者の同意がある場合を除く。</u></p> <p>(1) 落網(登網を持つ小型定置網) (略)</p> <p>(2) 落網以外の小型定置網 垣網(道網)の前面<u>200</u>メートル及び後面<u>200</u>メートル並びにその他の網部分の周辺<u>100</u>メートル。</p>  <p>3 指示期間 <u>令和6年6月1日から令和11年5月31日まで</u></p>	<p>2 指示の内容</p> <p>次の(1)及び(2)で示した小型定置網漁業の操業保護区域においては、当該小型定置網漁業によるものを除き、水産動植物を採捕してはならない。</p> <p>(1) 落網(登網を持つ小型定置網) (略)</p> <p>(2) 落網以外の小型定置網 垣網(道網)の前面<u>100</u>メートル及び後面<u>100</u>メートル並びにその他の網部分の周辺<u>50</u>メートル。</p>  <p>3 指示期間 <u>令和4年6月1日から令和9年5月31日まで</u></p>

## 2. 委員会指示改廃に係るこれまでの経緯

令和5年9月 6日	福岡県漁業協同組合連合会会長から筑前海区漁業調整委員会会長宛に小型定置網の保護区域拡大の要望書提出。
9月20日	第22期第21回筑前海区漁業調整委員会において報告。
令和6年1月16日	令和5年度福岡県海面利用筑前地区協議会で小型定置網漁業の保護区域拡大に係る委員会指示（案）について審議した結果、特段意見なし。
2月13日	第22期第27回筑前海区漁業調整委員会において海面利用協議会の結果を報告。 今後、意見を募集し、そこで意見が出なければ原案のとおり委員会指示を発出することを決定。
3月1日	意見募集開始（公募期間 3/1～4/1（17時〆切））。 ※県公報登載、県のホームページに掲載。
4月1日（17時）	意見募集終了

## 3. 意見募集結果

・意見なし

## 4. 意見募集（パブリックコメント）後の対応

- 令和6年4月19日 意見募集の結果をホームページに掲載。  
同日付で委員会指示を発出。  
（指示期間：令和6年6月1日～令和11年5月31日）  
筑前海区関係漁協、関係機関（海上保安部、隣県、沿海市町）に委員会指示発出の通知  
別紙リーフレットをマリンショップ、船舶免許講習機関、釣具店、マリーナに送付し遊漁者等へ周知。

筑前海区漁業調整委員会指示第209号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における小型定置網漁業の操業を保護するため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が調査研究のために水産動植物を採捕する場合は、この限りではない。

なお、令和3年11月26日付け筑前海区漁業調整委員会指示第200号は、令和6年5月31日をもって廃止する。

令和6年4月19日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の適用海域

筑前海区海域

2 指示の内容

次の（1）及び（2）で示した小型定置網漁業の操業保護区域においては、当該小型定置網漁業によるものを除き、水産動植物を採捕（採捕行為を含む）してはならない。ただし、漁業権者及び許可漁業者の同意がある場合を除く。

（1）落網（登網を持つ小型定置網）

垣網（道網）の前面500メートル及び後面100メートル並びにその他の網部分の周辺100メートル。ただし、姫島漁港東防波堤から北東800メートルの海面に設置される落網（姫島地先）については、垣網（道網）の前面500メートル及び後面300メートル並びにその他の網部分の周辺300メートル。

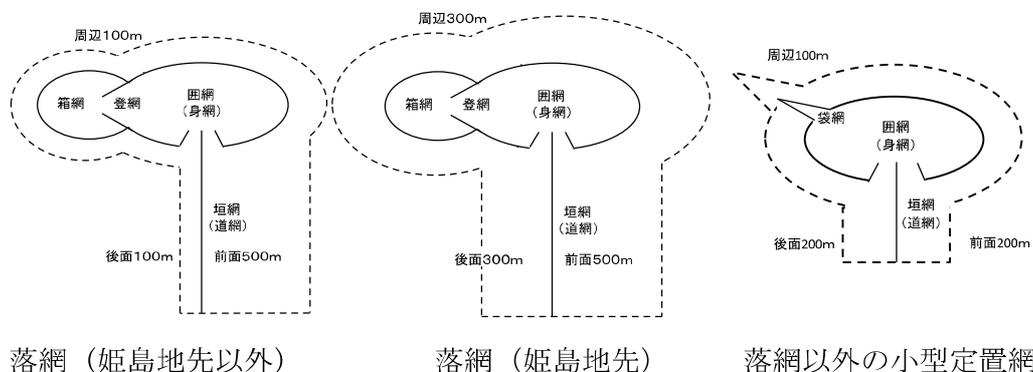
（2）落網以外の小型定置網

垣網（道網）の前面200メートル及び後面200メートル並びにその他の網部分の周辺100メートル。

3 指示期間

令和6年6月1日から令和11年5月31日まで

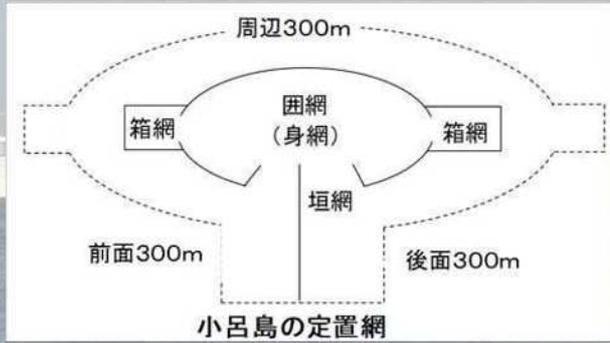
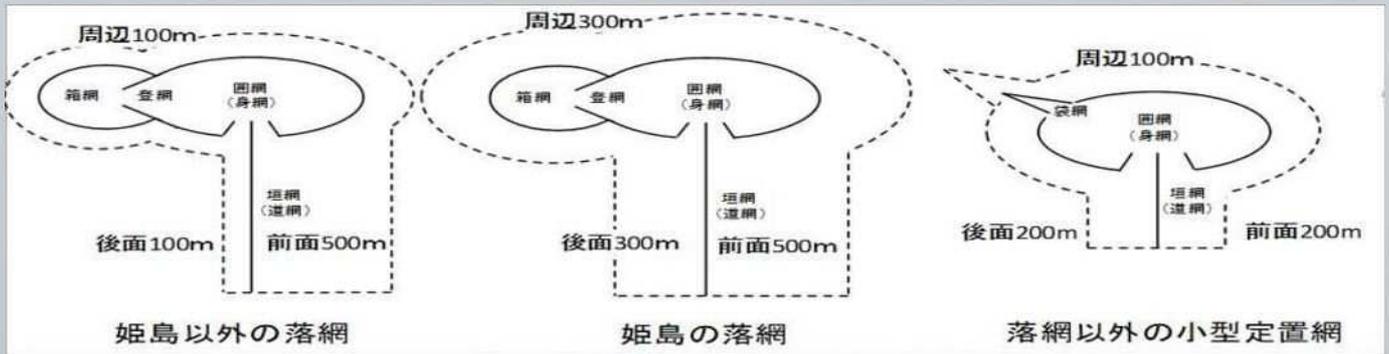
小型定置網漁業の操業保護区域（参考）



# 定置網周辺での釣りは禁止です。

筑前海区漁業調整委員会指示により、筑前海区の定置網付近では、**釣り等の行為及び水産動植物の採捕が禁止**されています。

違反した場合、**1年以下の懲役又は50万円以下の罰金**が科せられることがあります。



※落網以外の小型定置網については令和6年5月31日までは周辺50m、前面後面100m以内での水産動植物採捕が禁止です。令和6年6月1日以降、上図のとおりとなります。

各地区の定置網の位置はこちらから↓↓↓↓↓↓↓↓



このほかの遊漁のルールはこちらから↓↓↓↓↓↓↓↓



この図は定置網の位置の概略で、必ずしも正確に反映されていない場合があります。網の位置は漁模様によって変わったり、新設されたりする場合がありますので、定置網の有無を必ず目視で確認してください。

【福岡県 遊漁に関するよくある問い合わせについて (Q&A)】で検索！！

(お問い合わせ先)  
 福岡県庁 農林水産部 水産局 漁業管理課 TEL 092-643-3556

## 定置網漁業の保護に係る委員会指示について

### 1. 背景

- ・定置網漁業は水深27メートル以深に網を設置し、水産動物の来遊を待って、入網したものを採捕する漁法。
- ・定置網漁業の周辺で他の漁業や遊漁が行われると来遊する水産動物が逸散するなど定置網漁業への影響が危惧されるが、現在、これらを規制する根拠法令はないことから、他漁業や遊漁とのトラブル防止の観点から、定置網漁業の保護区域を設定するもの。

### 2. これまでの経緯

- 令和5年8月30日 福岡市漁業協同組合代表理事組合長から筑前海区漁業調整委員会会長宛に大型定置網の保護区域設定の要望書提出。
- 令和5年9月20日 第22期第21回筑前海区漁業調整委員会において報告。
- 令和6年1月16日 令和5年度福岡県海面利用筑前地区協議会で小型定置網漁業の保護区域拡大に係る委員会指示(案)について審議した結果、特段意見なし。
- 令和6年2月13日 第22期第27回筑前海区漁業調整委員会において海面利用協議会の結果を報告。  
今後、パブリックコメントを実施し、そこで意見が出なければ原案のとおり委員会指示を発出することを決定。
- 令和6年3月 1日 意見募集開始(募集期間 3/1~4/1)。  
※県公報掲載、県のホームページに掲載。
- 令和6年4月 1日 意見募集終了

### 3. 意見募集(パブリックコメント)の結果

- ・意見なし

### 4. 意見募集(パブリックコメント)後の対応

- 令和6年4月19日 意見募集の結果をホームページに掲載。  
同日付で委員会指示を発出。  
(指示期間:令和6年6月1日~令和11年5月31日)  
筑前海区可関係漁協、関係機関(海上保安部、隣県、沿海市町)に委員会指示発出の通知  
別紙リーフレットをマリンショップ、船舶免許講習機関、釣具店、マリナー等に送付。

筑前海区漁業調整委員会指示第210号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における定置網漁業の操業を保護するため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が調査研究のために水産動植物を採捕する場合は、この限りではない。

令和6年4月19日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の適用海域

筑前海区海域

2 指示の内容

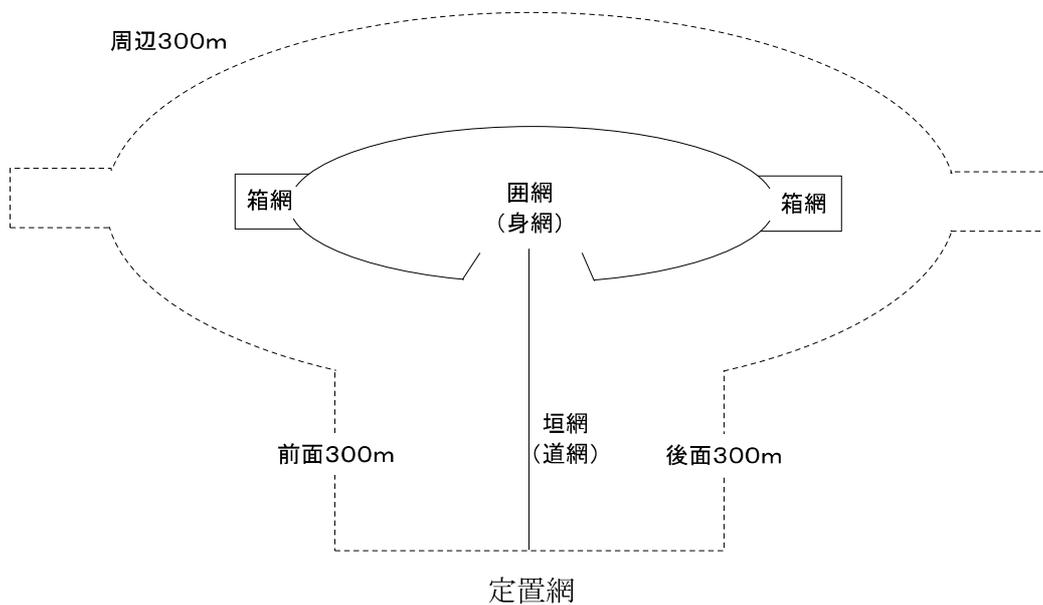
定置漁業権漁場内に設置される定置網（小型定置網を除く。）においては、次に示す範囲を保護区域とし、当該定置網漁業によるものを除き、水産動植物を採捕（採捕行為を含む）してはならない。ただし、漁業権者の同意がある場合を除く。

垣網（道網）の前面及び後面並びにその他の網部分の周辺300メートル。

3 指示期間

令和6年6月1日から令和11年5月31日まで

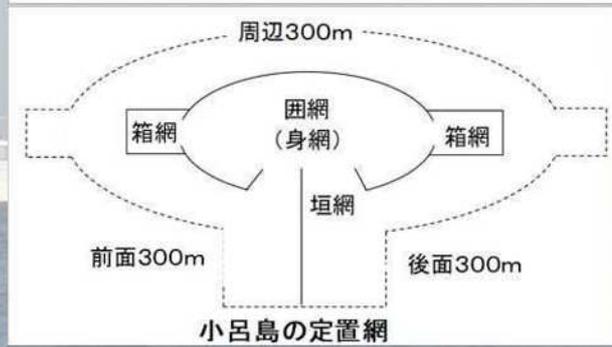
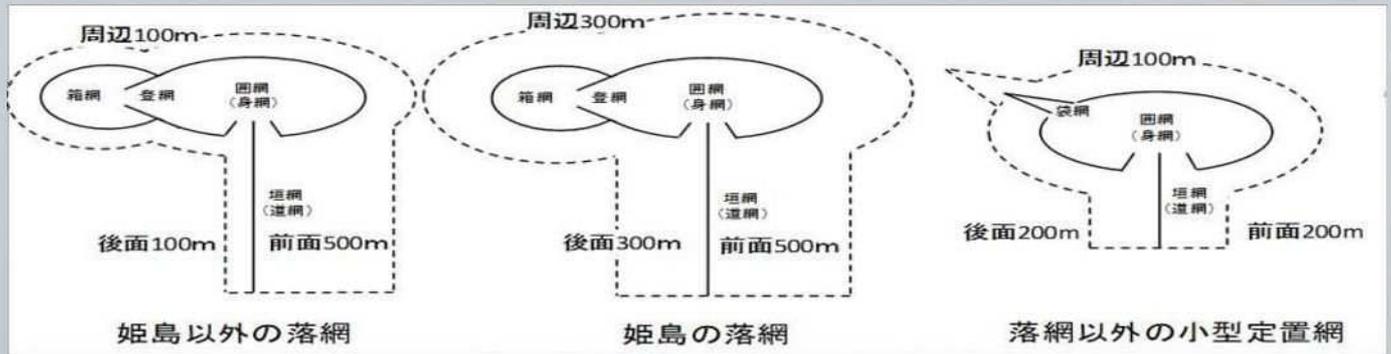
定置網漁業の操業保護区域（参考）



# 定置網周辺での釣りは禁止です。

筑前海区漁業調整委員会指示により、筑前海区の定置網付近では、**釣り等の行為及び水産動植物の採捕が禁止**されています。

違反した場合、**1年以下の懲役又は50万円以下の罰金**が科せられることがあります。



※落網以外の小型定置網については令和6年5月31日までは  
周辺50m、前面後面100m以内での水産動植物採捕が禁止です。  
令和6年6月1日以降、上図のとおりとなります。

各地区の定置網の位置は  
こちらから↓↓↓↓↓↓↓↓



このほかの遊漁のルールは  
こちらから↓↓↓↓↓↓↓↓



この図は定置網の位置の概略で、必ずしも正確に反映されていない場合があります。網の位置は漁模様によって変わったり、新設されたりする場合がありますので、定置網の有無を必ず目視で確認してください。

【福岡県 遊漁に関するよくある問い合わせについて (Q&A)】で検索！！

(お問い合わせ先)  
福岡県庁 農林水産部 水産局 漁業管理課 TEL 092-643-3556